

林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱

令和8年4月1日付7産労農森第1540号

(趣旨)

第1 東京都知事(以下「知事」という。)は、「林業経営体強化に資する山の相談支援事業実施要綱」(令和8年4月1日付7産労農森第1539号)に基づいて行う林業経営体強化に資する山の相談支援事業に要する経費につき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2 補助金の交付対象は、都内の森林整備を担う林業経営体のうち、次の(1)及び(2)を満たす者とする。

(1) 年間90日以上、自ら又はその雇用者をして、都内で森林施業を実施すること。

(2) 林業労働者を雇用する場合、その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入すること(任意適用を除く)。

2 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

3 事業実施主体が、当該事業実施主体の組合員又は構成員等が所有する森林を対象として実施する森林調査等については、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費及び補助率)

第3 実施要綱第2に規定する事業、補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表1に定めるとおりとし、補助金の額は林業経営体1団体当たり90万円を上限とする。なお、本補助金の交付と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(事業計画書の提出)

第4 事業実施主体は、事業計画書を作成し、事業計画承認申請書(第1号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項の事業計画承認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 第2第1項(1)及び(2)を満たすことを証明する書類
- (3) その他知事が必要とする書類

3 知事は、提出された事業計画が適切と認められるときは、これを承認するものとする。

(補助金交付の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6 補助金の交付の決定に当たっては、法令及び予算で定める補助金を適切に執行するため、必要があるときは条件を付すものとする。

(補助金交付の決定)

第7 知事は、第5の申請書の内容を審査し、適切と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に交付決定通知書(第3号様式)により、その決定の内容及びこれに付した条件を通知する。

- 2 前項の場合において、知事は、適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 補助金交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。
- 4 知事は、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(補助金の支払等)

第8 知事は、補助事業者から概算払請求書(第4号様式)の提出があった場合は、別に定めるところにより、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

(申請事項の変更)

第9 補助事業者は、申請事項について別表2に規定する変更がある場合には、あらかじめ変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更承認申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 変更事業計画書
 - (2) その他知事が必要と認める書類

- 3 知事は、前項による申請があった場合において、必要と認めるときは、その申請事項について変更を指示することができる。
- 4 知事は、変更承認のみ行う場合は変更承認通知書により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第 10 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止（廃止）承認申請書（第 6 号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、相当と認めるときは、事業の中止又は廃止の承認を通知する。

(事故報告書)

- 第 11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、補助事業者にその処理について必要な指示をしなければならない。

(状況報告)

- 第 12 補助事業者は、知事の要求があったときは、事業の遂行状況について、書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

- 第 13 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に、これらに従って遂行すべきことを命じる。
- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に補助事業の一時停止を命じる。

(実績報告)

- 第 14 補助事業者は、その事業が完了したとき、又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに事業実績報告書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 15 知事は、第 14 の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補

助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 第 8 において概算払を受けた場合は、前項の規定による交付請求について、第 1 項により補助金の額の確定の通知を受けた金額と既受領額との差額とする。

（補助金の精算）

第 16 第 8 の規定により概算払を受けた補助事業者は、補助金精算書（第 9 号様式）を提出し、補助金の精算をしなければならない。

（是正のための措置）

- 第 17 知事は、第 15 の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。
- 2 第 14 の規定は、補助事業者が必要な措置をした場合において準用する。

（決定の取消し）

- 第 18 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 二 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 三 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - 四 その他補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用する。

（補助金の返還）

- 第 19 知事は、第 18 の規定による取消しをした場合には、補助事業者に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。
- 2 第 15 第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

- 第 20 補助事業者は、第 18 の規定による取消しを受け、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

- 第 21 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 19 第 1 項の規定の適用について、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日
- に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第 20 第 1 項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第 22 第 20 第 2 項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

- 第 23 知事は、補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

- 第 24 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のもの)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければな

らない。

- 2 知事は、補助事業者が知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事の指定する額を都に納付させるものとする。
- 3 公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、前2項によりがたい場合には、知事に協議することができる。

(帳簿の整理、管理等)

第 25 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(その他)

第 26 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 補助対象経費及び補助率

事業区分	事業主体	事業内容	補助対象経費	補助率
林業経営体強化に資する山の相談支援事業	林業経営体	ア 森林調査	① 人件費（給与、期末手当、時間外手当、休日給夜勤手当、共済費） ② 普通旅費 ③ 光熱水費 ④ 一般需用費（消耗品費、印刷製本費） ⑤ 通信運搬費 ⑥ 役務費 ⑦ 使用料及び賃借料等 ⑧ 報償費、謝金 ⑨ 委託料	10/10以内
		イ 案 森林整備計画立案	アの森林調査と同じ	10/10以内

別表 2

計画変更承認を要する重要な変更	事業量の30%を超える減又は事業費の30%を超える増減
-----------------	-----------------------------

第1号様式（林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱第4に適用）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（事業実施主体住所・氏名） 印

林業経営体強化に資する山の相談支援事業に係る事業計画（変更）承認申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業経営体強化に資する山の相談支援事業に係る事業計画の（変更）承認を申請します。

記

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 年度林業経営体強化に資する山の相談支援事業に係る事業計画書 | 1部 |
| 2 | 添付書類 | 1部 |

※変更承認申請の場合は、変更理由書を添付すること。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（申請者住所・氏名）

印

林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

事 項	総事業費	補助事業に 要する経費	負 担 区 分			備 考
			都補助金	事業主体	その他	
事 業 費	円	円	円	円	円	
計						

3 添付書類

その他必要な資料

※ 行については、適宜加除のこと。

第3号様式（林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱第7に適用）

番 号

（申請者）

年 月 日付 をもって申請のあった林業経営体強化に資する山の相談支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の補助については、 年度補助金を下記により交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 補助金額

金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業内容、内容別経費、補助金の額は次のとおりとする。

事業内容	規模	事業費	都補助金	備考
林業経営体強化に資する山の相談支援事業				
(事業内容)				
計				

第3 補助条件

1 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 事業量又は事業費を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 事情変更による決定の変更等

知事は、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

3 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

補助事業者は、知事の要求があったときは、事業の遂行状況について、書面で知事に報告しなければならない。

5 遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 知事は、補助事業者が（1）の命令に違反したときは、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した実績報告書を知事に2部提出しなければならない。

(1) 事業実績

(2) 収支精算

(3) その他知事が必要であると認める事項

7 補助金の額の確定

(1) 知事は、第3の6の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(2) (1)の規定による補助金の確定額は、事業に要した経費に対して、森林経営効率化支援事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、事業の対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

8 是正のための措置

知事は、第3の7の（1）の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずる。

9 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部

又は一部を取り消す。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

エ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1) の規定は、第3の7の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

(1) 知事は、第3の9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、第3の7の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

11 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が第3の9の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第3の11の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領の日において受領したものとする。

(2) 第3の11の(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

第3の11の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じ

た補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

1 4 他の補助事業等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

1 5 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者が、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

(3) ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため(1)及び(2)によりがたい場合には、知事に協議することができる。

1 6 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類等を当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

1 7 交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるものの他「林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱」（令和8年4月1日付7産労農森第1540号）、「林業経営体強化に資する山の相談支援事業実施要綱」（令和8年4月1日付7産労農森第1539号）、「林業経営体強化に資する山の相談支援事業実施要領」（令和8年4月1日付7産労農森第1541号）及び「東京都補助金等交付規則」（昭和37年東京都規則第141号）の規定によらなければならない。

第4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第4号様式（林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱第8に適用）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

印

林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の
あった林業経営体強化に資する山の相談支援事業補助金について、概算払いを受けたい
ので、下記により請求します。

記

交付決定額	既受領額	今回請求額
円	円	円

第5号様式（林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱第9に適用）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名） 印

林業経営体強化に資する山の相談支援事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた林業経営体強化に
資する山の相談支援事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

（注）変更の内容は、当初と変更後の二段書きとし、当初分を括弧書きで上段に記載する。

第6号様式（林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱第10に適用）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名） 印

林業経営体強化に資する山の相談支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた林業経営体強化に
資する山の相談支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現況

第7号様式（林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱第14に適用）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

印

林業経営体強化に資する山の相談支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた林業経営体強化に資する山の相談支援事業について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の成績

2 事業完了年月日

3 収 支 精 算

（1） 収入

事項	予算額	精算額	差引増△減	備考
事業費	円	円	円	
計				
都補助金				
計				

(2) 支出

事項	予算額	精算額	差引増△減	経費内訳
事業費	円	円	円	
計				

(注) 事業費については事業種目ごとの経費を記入する。

(3) 収支精算

区分	補助金 交付 決定額	精算 事業費 総額	補助率	精算 都補助金	既受領 都補助金額	差引都補助金 未受領額 (返還額)	摘要
事業費	円	円	%	円	円	円	
計							

4 事業実績

事業種目	事業実績		備考
	(事項)	(実績数量)	

※ 実施状況、同実績の確認できる図面・書類・資料等を添付すること

5 添付書類

- (1) 事業実施区域図
- (2) その他必要に応じて添付すること

第 8 号様式（林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱第 15 の 2 に適用）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

印

林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定のあった林業

経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金 円の交付を下記により請求します。

記

交付決定額	既受領額	今回請求額
円	円	円

第9号様式（林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金交付要綱第16に適用）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

印

林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金精算書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の
あった林業経営体強化に資する山の相談支援事業費補助金について、下記により精算し
ます。

記

（単位：円）

概算払受領額	支払額	戻入額
円	円	円